

福岡県公報

平成19年 5 月 11 日
第 2 6 7 5 号

目 次

告 示 (第963号 - 第980号)

道路の供用の開始	(道路維持課) 1
土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 3
土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 3
土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 5
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 6
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 7
土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 7
土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課) 7
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 9
公 告		
競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター) 9
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)11

一般競争入札の実施	(警察本部会計課)13
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)15
調理師・栄養士免許管理システム開発業務に係る提案の募集	(健康対策課)17
監 査 委 員		
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)18
正 誤		
目次 (平成19年 4 月 25 日福岡県公報第2670号) 中正誤	40
土地改良区の役員の就任及び退任 (平成19年 4 月福岡県告示第863号) 中正誤	40

告 示

福岡県告示第963号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年 5 月 11 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月 11 日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	322 号	三井郡大刀洗町大字本郷414番 3 先から 同郡同町大字本郷467番 2 先まで

福岡県告示第964号

城島町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年 5 月 11 日

福岡県知事 麻 生 渡

就任理事

氏名	住所
原 昭	久留米市城島町原中牟田568番地 1

福岡県告示第965号

両筑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏名	住所
中 尾 歩 美	朝倉市三奈木3371番地 1
松 尾 吉 寛	" 相窪658番地
今 福 円 次	" 屋永3564番地
小 島 廣 隆	" 小田1687番地 2
三 笠 一 則	" 徳淵840番地 1
舟 木 弘 美	" 下淵1026番地 1
柿 京 武 志	" 甘木587番地 3
坂 田 正 夫	" 馬田1267番地
手 柴 勝 治	朝倉郡筑前町高田261番地 2
藤 上 和 美	" " 栗田1621番地
原 田 信 久	" " 下高場2125番地
倉 掛 敏 夫	" " 曾根田1776番地 1
福 永 努	小郡市干潟1492番地22
行 徳 經 人	" 山隈391番地80
實 藤 正 實	三井郡大刀洗町大字三川531番地 1
牛 島 壽	" " 大字甲条1048番地
丸 山 繁 美	朝倉市大庭1596番地

2 退任監事

氏名	住所
田 中 重 徳	朝倉市荷原2235番地
中 西 正 義	朝倉郡筑前町四三嶋968番地
黒 木 徳 勝	三井郡大刀洗町大字山隈2103番地 3

3 就任理事

氏名	住所
古 賀 常 利	朝倉市三奈木2200番地
松 岡 吉 寛	" 相窪658番地
今 福 円 次	" 屋永3564番地
飯 田 大 輔	" 小田1435番地 2
長 野 徹	" 片延90番地
堀 尾 喜 孝	" 甘木1193番地
柿 原 孝 弘	" " 553番地
高 良 強	" 上浦816番地
安 岡 勝 喜	" 石成530番地
藤 上 和 美	朝倉郡筑前町栗田1621番地
原 野 一 臣	" " 高田885番地 1
久保山 保 之	" " 久光257番地
原 田 信 久	" " 下高場2125番地
浦 山 二 男	" " 三並514番地
行 徳 經 人	小郡市山隈391番地80
福 永 努	" 干潟1492番地22
牛 島 壽	三井郡大刀洗町大字甲条1048番地
黒 木 徳 勝	" " 大字山隈2103番地 3

4 就任監事

氏名	住所
----	----

安本弘喜	朝倉市牛鶴507番地
床嶋安光	" 草水248番地
矢野義臣	三井郡大刀洗町大字三川1407番地

福岡県告示第966号

小郡土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
野瀬清	久留米市宮ノ陣町八丁島1737番地5

2 就任理事

氏名	住所
石橋博毅	久留米市宮ノ陣町八丁島1756番地

福岡県告示第967号

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
坂本正憲	久留米市中央町13番地22 ネオハイツ久留米801号

福岡県告示第968号

飯塚市建花寺地区土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和

24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
村瀬直敏	飯塚市大字建花寺478番地3
村瀬哲治	" " 1354番地

福岡県告示第969号

若宮町金生土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
石松國勝	宮若市金生438番地
石井寛嗣	" " 279番地
塚本謙治	" " 1265番地
野見山國嗣	" " 531番地2
石松勝昭	" " 303番地
橋本公文	" " 1338番地
花田博幸	" " 1313番地

2 退任理事

氏名	住所
野見山晃	宮若市金生317番地
安永太郎	" " 1419番地1
今永登志夫	" " 1261番地

3 就任理事

氏名	住所
石松 國勝	宮若市金生438番地
石井 寛嗣	" " 279番地
塚本 謙治	" " 1265番地
野見山 國嗣	" " 531番地2
石松 勝昭	" " 303番地
橋本 公文	" " 1338番地
花田 博幸	" " 1313番地

4 就任監事

氏名	住所
安永 太郎	宮若市金生1419番地1
今永 登志夫	" " 1261番地
藤島 信介	" " 2403番地

福岡県告示第970号

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
海田 善五	大川市大字道海島665番地
徳永 正二	" " 183番地
諸富 誠	" " 401番地
吉田 節夫	" " 698番地1
樺島 正彦	" " 668番地

2 退任監事

氏名	住所
海田 孝重	大川市大字道海島693番地3
川野 新	" " 387番地

3 就任理事

氏名	住所
海田 善五	大川市大字道海島665番地
徳永 正二	" " 183番地
諸富 誠	" " 401番地
吉田 節夫	" " 698番地1
樺島 正彦	" " 668番地

4 就任監事

氏名	住所
海田 孝重	大川市大字道海島693番地3
海田 和博	" " 499番地

福岡県告示第971号

宮崎土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
猿渡 三郎	大牟田市大字宮崎444番地1
角 忠廣	" " 1291番地1
角 辰夫	" " 1270番地
野田 勲	" " 839番地2

亓戸口 久幸	" "	1144番地 2
吉田 柁	" "	809番地 2
吉田 三俊	" "	1119番地
末藤 武明	" "	2147番地
坂井 和弘	"	大字吉野1015番地
江頭 正次	" "	1262番地 3
中河原 満	"	大字宮崎227番地 6
荒木 英人	"	大字倉永735番地

2 退任監事

氏名	住所
角 久法	大牟田市大字宮崎558番地
吉田 弘造	" " 757番地 2
江崎 誠次	" 大字吉野286番地

3 就任理事

氏名	住所
猿渡 三郎	大牟田市大字宮崎444番地 1
角 忠廣	" " 1291番地 1
角 辰夫	" " 1270番地
吉田 錦策	みやま市高田町濃施428番地
亓戸口 久幸	大牟田市大字宮崎1144番地 2
末藤 政人	" " 859番地
吉田 三俊	" " 1119番地
末藤 武明	" " 2147番地
坂井 和弘	" 大字吉野1015番地
江頭 正次	" " 1262番地 3
中河原 満	" 大字宮崎227番地 6
荒木 英人	" 大字倉永735番地

4 就任監事

氏名	住所
角 信隆	大牟田市大字宮崎1264番地
坂口 光昭	" " 947番地 1
徳永 政實	" 大字吉野341番地

福岡県告示第972号

諫山土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
持永 秀春	京都郡みやこ町勝山矢山549番地 1
小森 駿治	" " 勝山長川325番地
品川 守和	" " 勝山岩熊56番地
吉竹 恒勝	" " " 312番地 1
柿野 幸孝	" " 勝山宮原78番地
市丸 福一	" " 勝山岩熊77番地
坪根 辰二	" " 勝山池田372番地
中山 修	" " " 407番地
吉武 義公	" " 勝山宮原826番地
北野 光雄	" " 勝山箕田745番地 3

2 退任監事

氏名	住所
山田 房士	京都郡みやこ町勝山矢山710番地
井上 利美	" " 勝山河内1199番地

中原 節	" "	勝山岩熊292番地
------	-----	-----------

3 就任理事

氏 名	住 所
持 永 秀 春	京都府みやこ町勝山矢山549番地 1
小 森 駿 治	" " 勝山長川325番地
品 川 守 和	" " 勝山岩熊56番地
吉 竹 恒 勝	" " " 312番地 1
柿 野 幸 孝	" " 勝山宮原78番地
市 丸 福 一	" " 勝山岩熊77番地
坪 根 辰 二	" " 勝山池田372番地
中 山 修	" " " 407番地
吉 竹 義 公	" " 勝山宮原826番地
北 野 光 雄	" " 勝山箕田745番地 3

4 就任監事

氏 名	住 所
山 田 房 士	京都府みやこ町勝山矢山710番地
井 上 利 美	" " 勝山河内1199番地
中 原 節	" " 勝山岩熊292番地

福岡県告示第973号

東下土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
-----	-----

吉 村 諭 吉	築上郡上毛町大字東下3298番地
島 宜 章	" " 大字土佐井1164番地
内 尾 文 清	" " 大字東下119番地
佐矢野 守	" " " 3547番地
大 竹 伸 彦	" " 大字西友枝1893番地 1
山 上 信 彦	" " 大字東下642番地
小 川 一 昭	" " 大字土佐井240番地 1
原 岡 瑞 泉	" " 大字西友枝1804番地
大 山 晃	" " 大字東下1569番地 1
皆尺寺 政 人	" " " 2795番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
友 口 一 二	築上郡上毛町大字東下1485番地
大 島 速 邑	" " " 1945番地

3 就任理事

氏 名	住 所
吉 村 諭 吉	築上郡上毛町大字東下3298番地
島 宜 章	" " 大字土佐井1164番地
内 尾 文 清	" " 大字東下119番地
佐矢野 守	" " 大字東上3547番地
大 竹 伸 彦	" " 大字西友枝1893番地 1
山 上 信 彦	" " 大字東下642番地
小 川 一 昭	" " 大字土佐井240番地 1
原 岡 瑞 泉	" " 大字西友枝1804番地
大 山 晃	" " 大字東下1569番地 1
皆尺寺 政 人	" " 大字東上2795番地 1

4 就任監事

氏名	住所
友口 一 二	築上郡上毛町大字東下1485番地
大島 速 邑	" " 大字東上1945番地

福岡県告示第974号

松田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任監事

氏名	住所
吉 永 充 紀	京都郡みやこ町勝山松田1856番地

2 就任監事

氏名	住所
逸 木 堅 次	京都郡みやこ町勝山松田1858番地

福岡県告示第975号

大谷・天生田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏名	住所
森 英 敏	行橋市大字宝山808番地

福岡県告示第976号

城井谷土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24

年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏名	住所
門 田 英 世	築上郡築上町大字伝法寺664番地2

2 就任理事

氏名	住所
加 未 巳 敏	築上郡築上町大字伝法寺319番地1

福岡県告示第977号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市通谷六丁目172 - 38及び172 - 47から172 - 52まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区下上津役4丁目1番36号

大英産業株式会社 代表取締役 大園 信

福岡県告示第978号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

うきは市

2 事業の種類

うきは市立総合体育館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県うきは市浮羽町朝田字袴摺、字瀬戸及び字重の上地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者であるうきは市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成19年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、うきは市がうきは市浮羽町朝田字袴摺、字瀬戸及び字重の上地内において、地域のスポーツ振興を図り、高齢者の健康増進、介護予防に取り組むための拠点施設として総合体育館を建設するものである。同市は、「第1次うきは市総合計画」における基本目標の1つである「笑顔が美しい、いきいきとしたひとを育むまちづくり」の中で、「全ての住民が健康で安心して暮らせる環境づくり」を重点施策として掲げているところである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、高齢者の健康増進、介護予防の施策の充実が図られるとともに、市民の健康づくり、スポーツを通じた市民の交流、生涯学習の推進などに相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、交通の利便性、地域の活性化、用地費等の経済性の面等から5案について検討を行ったうえで、交通の利便性が高く、地域の活性化が期待でき、用地費等も5案中最小と見込まれるなど、社会的、経済的に優れる案を採用している。

エ さらに、本件事業に係る起業地は、総合体育館の建設に必要な最小限の範囲が確保されていると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、「第1次うきは市総合計画」に基づき、重点施策に掲げられた「全ての住民が健康で安心して暮らせる環境づくり」を具体化する事業であることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、うきは市から申請のあったうきは市立総合体育館建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

うきは市役所（企画課）

福岡県告示第979号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年4月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人八幡西共同作業所

(2) 代表者の氏名

福永 勝美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区下上津役三丁目10番17号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して生活の訓練に関する事業を行い、社会生活自立に寄与するとともに地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	小郡山線	前	小郡市小郡2083番3先から 同市小郡2022番1先まで	7.0 ~ 11.0	315.0

				後	同上	9.0 ~ 13.0	315.0
--	--	--	--	---	----	------------------	-------

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

公用パーソナルコンピュータ等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数
イ 年間売上高
ウ 自己資本金
エ 流動比率
オ 経営年数
カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成19年6月11日（月）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注

する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

公用パーソナルコンピュータ等賃貸借契約 (631台)

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年8月1日から平成24年7月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション (福岡県庁地下総合売店)

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円 (消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年6月21日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
05	01	電気器具	A A、A
05	02	電気通信機器	
13	07	ソフトウェア開発	
13	08	リース・レンタル	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年5月11日（金）から平成19年6月19日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札説明会の開催

(1) 日時

平成19年5月25日（金）午後2時30分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部視聴覚室（地下1階西側）

(3) 参加申込方法

平成19年5月24日（木）午後6時00分までに5の部局まで電話で申込み

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成19年6月21日（木）午後6時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年6月22日（金）午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部視聴覚室（地下1階西側）

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity

Leasing contract,such as a terminal personal computer : 631sets

- (2) Time Limit of Tender

6:00 PM on June 21, 2007

- (4) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

Tel 092-641-4141 (Ext. 2243)

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称

四輪ホイールアライメントテスト機器賃貸借契約

デジタルステレオカメラ等賃貸借契約

- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

- (3) 契約期間

平成19年6月1日から平成24年5月31日までの間

- (4) 納入場所

入札説明書による。

- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平19年5月21日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の契約実績を有すること。
 (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課
 〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092 - 641 - 4141 内線2237

- 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

- 6 入札説明書の交付

- (1) 期間等
 平成19年5月11日（金）から平成19年5月21日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

- (2) 場所
 4の部局とする。

- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 8 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
 4の部局とする。
 (2) 受領期限
 平成19年5月21日（月）午後6時00分
 (3) 提出方法
 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

- 9 開札の場所及び日時

- (1) 場所
 入札説明書による。
 (2) 日時
 平成19年5月22日（火）午前10時00分
 平成19年5月22日（火）午前10時15分

- 10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 見積金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（小切手については、金融機関が振り出し又は支払保証したもの）を納付又は提供すること。
 ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

見積金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（小切手については、金融機関が振り出し又は支払保証したもの）を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
複写サービスに係る単価契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 契約期間
平成19年7月1日から平成22年3月31日までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年6月4日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	A A、A、B
01	02	事務機器	
05	02	電気通信機器	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成19年5月11日（金）から平成19年6月4日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成19年6月4日（月）午後6時00分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
4の部局が指定する場所
- (2) 日時
平成19年6月5日（火）午前10時00分
- 10 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

次のとおり平成19年度調理師・栄養士免許管理システム開発業務の委託に係る提案を募集します。

平成19年5月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

平成19年度調理師・栄養士免許管理システム開発業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

次に掲げる(1)から(3)までの条件（共同体で参加する場合は(1)から(5)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (3) 過去に県又は本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）において、情報処理システム構築等の実績があること。（共同体で参加する場合にあっては、この条件に該当する者が1者以上含まれていること。）
- (4) 共同体で参加する場合の各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。
- (5) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称
福岡県保健福祉部健康対策課健康栄養係

812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電 話 092 - 643 - 3269

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成19年5月24日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会の開催

ア 日時

平成19年5月15日（火）午前10時30分から

イ 場所

福岡県吉塚合同庁舎 7 階 第702会議室

812 - 0046 福岡市博多区吉塚本町13 - 50

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成19年5月29日（火）午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること。（ただし、県の休日には受領しない。）

エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてヒヤリングを実施する。評価結果については、県庁内に評価委員会を設け審査する。

監 査 委 員

監査公表第6号

平成19年3月8日付けで提出された福岡県職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成19年5月11日

福岡県監査委員

同

同

福岡県監査委員職務執行者

工 藤 壽 文

進 谷 庸 助

伊 藤 龍 峰

後 藤 元 秀

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出日

(1) 請求人	八女市	近藤 将勝
	小郡市	重松 征史
	北九州市小倉北区	伊藤 侑
	久留米市	梅野 忠光
(2) 提出日	平成19年3月8日	

2 請求の内容

(請求内容については、請求人作成の「福岡県職員措置請求書」要約文を転記する。)

(1) 請求の要旨

平成18年度、政令市を除いた県下義務制288校に配置されている支援加配教員が本来の目的に反し、校外の運動団体、民間研究団体の管理運営事項に携わっている実態が存在している。支援加配教員は、平成14年3月末に失効した地対財特法の失効に伴い、同和加配を改組する形で、政令の第5条を改正し、「同和加配」、「不登校加配」、「いじめ・問題行動加配」の3つを統合して新たに創設されたものである。平成14年4月1日に文部科学省初等中等教育局財務課長が出した指導通知には「従来の同和加配と異なり」と明記され、「定数加配が行われた学校に対しては、都道府県教育委員会、市町村教育委員会は、特別の指導が適切に実施されているか計画的に学校訪問を行うほか、校長等からの報告を求めるなどにより、正確な把握に努め、この定数加配がその趣旨に反して活用されることがないようにすること」と県教委は学校を指導するように求められている。

ところが、今年度6月に行橋市の支援加配教員が5月だけで18日もの校外出張を行い、運動団体、行政、教職員組合と一体になった促進学級運営委員会の事務局を担っていた事実が明らかになった。これに対し、文部科学省初等中等教育局財務課が調査に入り、現在、県教委教職員課市町村立学校係及び京築教育事務所による加配教員に対してヒアリング、出勤簿の調査などが行われている。その他、久留米市、八女市、筑後市などでも児童生徒支援加配教員が、県同教定期総会、人権セミナー運営委員会や人権・同和教育担当者会などへの出張という名目で、業務に従事していることが判明した。福岡県では、地対財特法失効直前の平成14年3月に県教育長名で発した各市町村教委への児童生徒支援加配の説明で、「児童生徒支援加配教員は、同和問題の課題解決や人権・同和教育の推進のためにも活用されるべきものであり、人権・同和教育に関する研修会等へも参加すべきである。授業のために配置されたものではない」と文科省通知を骨抜きにして指導していたからである。県教委は、地方自治法第180条の5第1項第1号に規定される執行機関であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号及び第34条によって教員の任命権を有している。そして、教員の給与については、地方公務員法第24条第6項及び教育公務員特例法第13条により、福岡県公立学校職員の給与に関する条例に基づいて任命権者である県教委が責任を持って支給するものとされているが、支援加配教員は国費だけ

でなく、県費も入っており、支援加配教員を同和教育団体業務に従事させる目的外使用を容認した県教委は悪質である。そこで、監査委員においては、支援加配教員の目的外使用、公費支出を決定した福岡県知事及び福岡県教育委員会に対して、直ちに児童生徒支援加配教員の目的外使用を中止させ、今年度の加配教員に対する人件費を明らかにした上で返還させるなど、下記の措置を求めらる。

(2) 請求項目

- ア 児童生徒支援加配教員の配置及び服務が、同和（人権・同和）教育推進等の目的外使用になっている実態を調査し、厳格に是正させること。
- イ 児童生徒支援加配教員が同和教育研究団体等の事務局業務等に従事している実態は、悪質な目的外使用にあたるが、文科省の調査が進められている行橋市・筑紫野市は勿論、今年度の加配教員の出勤簿などで明確な久留米市、八女市、筑後市など県下市町村に対しても調査を行い、その県費補助分の全額返還を行われない。
- ウ 地対財特法失効以降も続いてきた同和教育関連団体との関係を見直し、一民間団体に過ぎない県同教大会などへの公費出張を中止させること。

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成19年3月8日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

事実を証する書面で目的外の業務に従事していると請求人が指摘した児童生徒支援加配に係る配置であるとする教諭（以下「当該教員」という。）に対する平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月7日（請求書提出日の前日）まで）の人件費等の支出が、県の違法又は不当な公金の支出に当たるか等請求人の請求について監査を実施した。

なお、当該教員とは、事実を証する書面として提出された「出張命令書」（写し）、「出勤簿」（写し）及び「派遣職員業務実績報告書」（写し）で特定できる者である。

2 監査対象機関

福岡県教育庁教育企画部教職員課（以下「教職員課」という。）、同教育振興部人権・同和教育課（以下「人権・同和教育課」という。）、同福岡教育事務所（以下「福岡教育事務所」という。）、同北筑後教育事務所（以下「北筑後教育事務所」という。）及び同南筑後教育事務所（以下「南筑後教育事務所」という。）を監査対象機関とした。

3 関係人

当該教員及び当該教員が平成18年度に在籍した小・中学校並びにそれら学校を管轄する各市教育委員会を関係人とした。

(1) 関係市教育委員会

久留米市教育委員会、八女市教育委員会、筑後市教育委員会、小郡市教育委員会、筑紫

野市教育委員会及び太宰府市教育委員会

(2) 関係小学校及び中学校

久留米市立江南中学校、久留米市立鳥飼小学校、八女市立西中学校、八女市立八幡小学校、筑後市立筑後北中学校、小郡市立小郡小学校、筑紫野市立筑紫小学校、筑紫野市立二日市北小学校及び太宰府市立水城小学校

(3) 当該教員

A教諭 (久留米市立江南中学校)	F教諭 (小郡市立小郡小学校)
B教諭 (久留米市立鳥飼小学校)	G教諭 (筑紫野市立筑紫小学校)
C教諭 (八女市立西中学校)	H教諭 (筑紫野市立筑紫小学校)
D教諭 (八女市立八幡小学校)	I教諭 (筑紫野市立二日市北小学校)
E教諭 (筑後市立筑後北中学校)	J教諭 (太宰府市立水城小学校)

4 請求人の陳述及び証拠の提出

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成19年4月9日に請求人の陳述の機会を設け、請求人から陳述及び証拠の提出を受けた。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象機関の職員を立ち会わせた。

(1) 陳述の要旨

陳述の要旨は、次のとおりであった。

ア 請求人 伊藤 侑

加配教員について、このほど筑紫野市、小郡市、久留米市、八女市、筑後市などに出した情報開示請求の結果によれば、必ずしも本来の任務を果たしておらず、校外の運動団体、民間教育研究団体の管理運営事項に携わっている実態が浮かび上がってきた。

さらに、平成18年6月には、行橋市において加配教員が5月の1ヵ月間に18日も校外出張を行い、部落解放同盟と行政、教職員組合が一体となった促進学級運営委員会の事務局を担っていたことが発覚し、文部科学省初等中等教育局財務課定数企画係が調査に入った。現在福岡県教育委員会において京築教育事務所などによる加配教員に対するヒアリングや出勤簿の調査が行われていると思うが、県民にとって全容の解明には未だ程遠い状況にある。促進学級運営委員会は、会長には市内の小・中学校代表が就き、副会長には市人権教育研究会と市教育委員会学務指導室長、事務局長や事務局次長も人権教育研究会から入っている。この組織の有り様は、平成15年までの福岡県人権・同和教育研究協議会そっくりの役員構成になっており、元県同教の行橋版といっても過言ではない。行橋市の教育長は、この組織を積極的に容認していたという実態も浮かび上がっている。解放同盟との関連が強い人権研究会の業務は他の研究業務と同じであるなどという認識や発言などが加配教員の目的外使用を容認しており、このことが事態を拡大させたことは明らかであると思う。「人権・同和教育研究協議会」とは、平成15年3月に住民訴訟で教員派遣の是非が問われて「派遣は違法、教育行政の主体性、中立性を欠く」と判決された派遣対象組織とその傘下の市町村人権・同和教育研究協議会のことである。県教委は、この判決を受けた後も平成16年2月の通知で、「なお教員が各地区人権・同和教育研究協議会を通じて人権・同和教育に関する情報収集の業務等

に従事する場合には、学校教育活動との関連性を一層明確にしつつ適正な服務管理が行われるようお取り計らいください」としたが、現場への徹底は、今日の行橋市をはじめとする種々のケースを招いていることからして、効果は極めて不徹底であったと言わざるを得ない。

県教委は、我々の監査請求受理決定後、3月28日付けで、「教育関係団体を通じた業務等の服務管理について」と「教員加配定数の活用計画等について」という2通の指導文書を各市町村（学校組合）教育委員会教育長に対して発している。我々の監査請求や共産党系の地域人権連の要望を受けての文部科学省の指導に基づく措置であろうと思われる。もとより授業も受け持ちつつ、いじめや不登校への指導などにあたるべく国費、県費で配置された支援加配教員が、あくまで任意加入の民間団体に過ぎない人権・同和教育研究協議会の学校外の事務局運営や会議で頻繁に校外出張を繰り返すことなど許されるものではない。この通達の効果がどれほど浸透するか未だ不透明である。

平成18年において、小郡市の小学校教員の年間出張日数が86日、八女市の小学校教員が78日、筑後市の中学校教員が50日など、本来、児童生徒のそばにいて学習指導、生徒指導、進路指導をしているはずの支援加配教員がかくまで校外に出張しているという異様な実態が判明した。実態把握のためには、すべてを個別に洗い直してもらうことが必要であり、その結果に基づいて、費消された経費を確定し、返還させるよう求める。

支援加配教員を必要とする児童生徒のすぐそばに先生方を長くいさせてほしい。昨年、筑前町で中学2年の男子生徒がいじめを苦にして自殺した。勇気を奮って、法外で執拗な力に立ち向かっていただきたい。

イ 請求人 近藤 将勝

福岡県に毎年配置されている450人前後の児童生徒支援加配教員の勤務状況は、旧同和教育推進教員の任務と同一であり、文部科学省が厳禁している加配教員の「目的外使用」の実態が存在する。

久留米市では、平成16年度から、市教育委員会の責任で加配教員及び人権・同和教育担当者を招集し会合をもつようになっているが、児童生徒支援加配の任務を「人権・同和教育担当者会議設置要綱」の中で、「市内の公立小・中・養護学校等の人権・同和教育の推進及び充実を期するため、人権・同和教育担当者会議を設置し、人権・同和教育の推進に関する研修や各学校間の交流を行う」とはつきり明記し、「児童生徒支援加配教員は、担当者会議内容充実のため、毎月第二金曜日15時30分より、推進委員会をもつ」としている。

筑紫野市や太宰府市では、同和地区住民のために設置されている隣保館や解放センターに支援加配教員を派遣指導主事なる身分で出張させ、昨年18年度は、解放同盟の事務所にまで出張していたという。

加配教員のあり方については、本県教職員の間でも批判が根強い。北九州市八幡東区の小学校教諭が加配教員に立候補した際に、学校長から「あなたは部落解放同盟と同和教育の考え方が違うから加配にさせられない」と言われたため、市教育委員会に対して公開質問状を出すという前代未聞の事件も起き、県議会でも問題になった。また、県立学校を中心に2千名を超える教職員が加入する福岡教育連盟は、その機関誌で「同推

教員があまりにも多く校外出張をし、校内での問題を見過ごしていないか」と指摘している。

平成11年6月の住民監査請求から始まった、いわゆる県同裁判において、平成18年9月に最高裁への上告受理申立が棄却されて確定した福岡高裁判決は、県同教への教諭派遣は違法と判断している。部落解放同盟の幹部が副会長に常時就任し、そのあり方自体が教育の中立性に反しており、支援加配教員を県同教傘下の団体、市同研などに出張させ、その事務局会議や主催行事運営にあたらせることは、高裁判決から見ても適切とは言いがたいと解される。特定政党の選挙活動を行うなど一つのイデオロギーを標榜する教職員組合の事務所で定期的な会議等を開くことは、組合活動業務への従事と受け取られても致し方ない行動である。このような脱法行為、不適切なあり方は本来の教育活動が疎かにされ心身の発達の著しい児童・生徒を省みないものである。この指摘を知事・県教委は真摯に受け止め加配教員の出張旅費などを返還すべきである。

(2) 証拠の提出

請求の要旨及び事実を証する書面を補充する証拠として、県教委が発した通知及び出張命令書の写し等が提出された。このうち、出張命令書の写しによって特定される教諭が新たに確認されたが、この点については、監査対象事項の追加であり、新たな監査請求の手続が必要であると判断されるため、この出張命令書の写しは本請求に係る証拠の提出としての取扱いは行わないこととした。

5 監査対象機関の陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、平成19年4月9日に監査対象機関から陳述を受けた。その際、同項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

(1) 陳述の要旨

陳述の要旨は、次のとおりであった。

ア 人権・同和教育課長

本県では、昭和45年に「福岡県同和教育基本方針」を策定し、自らの課題として積極的に同和教育を推進すること、同和地区の子どもの実態を正しく把握し、すべての子どもが無限の可能性を伸ばし得るよう教育内容の充実と教育条件の整備を図り、学習権と進路の保障に努めることを掲げ諸施策を実施してきた。

同和教育推進上の課題解決へ向けた教育活動は、長期欠席・不就学、非行問題、就職差別に対する取組、地域教材の開発や教育内容・方法の開発・充実の取組など、多岐にわたって展開されてきた。

就学前、小・中・高等学校の連携、学校・家庭・地域社会の連携、学校教育と社会教育の連携もこのような取組の中で生まれ、大切にされてきたものである。

このようにして蓄積された同和教育の方法と成果は、同和地区児童生徒に限らず、様々な児童生徒が提起する課題の解決をめざす教育活動へと拡がりを見せ、すべての児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成をめざす取組へと深まっていった。

しかしながら、平成2年に実施した同和教育実態調査では、同和地区児童生徒と地区外児童生徒との間に依然として学力の格差があることや、児童生徒の学力実態と生活実態及び自己認識の在り方との間には強い相関関係があることなどが明らかになり、「学

力保障への課題」として、基礎学力の確保、肯定的セルフイメージの形成、家庭・地域の教育力の高揚の3点が指摘された。

平成9年、これまでの同和教育の成果と課題を踏まえ、「今後の同和教育推進について―指針―」を策定した。

平成13年度末をもって国の特別対策は終了したが、これまでの同和教育の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、今後も、すべての児童生徒の学力と進路の保障及び人権尊重の精神の育成を図る取組の推進・充実が大切である。

このことは、平成18年1月に公表された文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第2次取りまとめ〕」においても、学校の教育活動全体を通じ人権教育を推進することや、家庭・地域や校種間の連携を深めること等、本県における施策と同様のことが述べられている。

県教委としては、各学校において、人権教育推進のための組織の確立と担当者への設置、校内研修体制の改善、充実等を通じて、全教科・全領域等における計画的、効果的な人権教育を推進し、一人一人の学力と進路の保障を目指す取組を図るよう指導を行っているところである。

イ 教職員課長

市町村教育委員会に対する加配の趣旨等の指導については、本加配が創設される直前の平成14年1月に、文部科学省から配布された資料をそのまま活用してその内容の説明を行い、同年4月に、正式な通知文書が文部科学省から発出されたので、教育事務所や政令指定都市の担当者にあらかじめ加配の趣旨等を説明し、各市町村教育委員会への周知を図ったところであり、通知文書そのものについても、これまで2回、市町村教育委員会へ配布している。

学校長に対する周知については、毎年度、各学校の加配要望調査の際に、文部科学省から出された文書の中の加配の趣旨や指導の範囲が記載された部分を抜粋し、調査書に添付することにより周知徹底を図ってきたところである。

加配の活用状況の把握については、毎年度、十数校を任意抽出し、教職員課職員と管轄教育事務所の職員が現地向いて学校長から活用状況を聴取しており、また、各教育事務所においても、市町村教育委員会からの依頼に基づき、計画的に学校訪問を実施している。その中で、教科指導を中心に教育活動全般について聴取するとともに、教職員の服務についても、機会を捉えては服務管理諸帳簿を確認しているところである。

文部科学省から依頼を受けて実施した児童生徒支援加配の活用状況調査等については、当初、文部科学省に対し、行橋市の学校において児童生徒支援を担当する教員が自分のことを「同推」と名乗り、いつも学校におらず「同推」の活動をしているとの内容の電話があったため、その事実確認を依頼されたものである。この件につき、行橋市内の児童生徒支援加配を配当している学校全校の職員を対象に、出勤状況等関係書類から確認したが、公務出張を除き「学校にいない」ような服務状態の職員は存在しなかった。この調査と併せて、本加配の活用状況調査及び児童生徒支援担当教員の勤務状況調査を、また、久留米市及び筑紫野市についても児童生徒支援担当教員の勤務状況調査を依頼され、これらの調査については、現在、文部科学省と協議しながら調査を行っているところである。

加配の活用状況については、行橋市内のどの学校も、加配の趣旨に沿って、学習指導、生徒指導、進路指導の取組を実施していたが、服務上整理を要する問題も見受けられた。調査対象とした児童生徒支援担当教員の多くが、同和教育・人権教育の校務担当者を兼ねていたため、校外での担当者会議等の教育活動が頻繁に行われており、そのため、保護者等対外的には、当該業務が児童生徒支援加配による取組と認識され、加配を不適切に活用しているとの誤解を招きかねない状況が見受けられた。また、それらの出張業務の中には、従事した内容が出張命令書に具体的に記載されておらず、さらには、教育関係団体業務への従事とも受け取られるような記載もあったため、一つ一つの業務内容について、学校長から説明を求めた結果、当該学校の教育活動の一環としての業務であることを確認した。

これらの問題を踏まえ、平成19年3月28日付けで各市町村教育委員会に対し、加配の活用や教職員の服務に誤解が生じないよう、出張に際しては具体的な業務内容を記載することや、校務担当者の会議の適正な運営を図ることなどをお願いし、改善に取り組んでいるところである。

(2) 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

監査対象機関の陳述に対し、平成19年4月16日に請求人から意見書が提出された。意見書の要旨は、次のとおりであった。

一般論としての学力格差の存在は否定できない事実であるものの、それが今日に到るも部落差別に帰することが正しい認識であるとは考えられない。政策を長く担当されてきた立場、心情としては理解できる面もあるが、重要なことはわが国において喫緊の問題となっている家族の崩壊こそが等しく児童生徒の学力、進路の度合いと方向に大きな影響を与えているのではないだろうか。

また、大学に進学するかどうかは個人の人生観、勉学意欲などであり、進学しないのは「同和問題」と決めつけるのは、ためにするものであって、説得力に欠ける。

給食費の未納問題に象徴されるように、保護者の教育観の差異や長引く不況による生活の厳しさ、児童・生徒の学習意欲の低下、個人の生活重視による家族のあり方の変化といった問題こそ深刻な問題であり、学力・進路保障のために、特定団体等と法律違反し、癒着した関係を続けることで、すべての児童・生徒の学力進路保障につながると言いたげな県教委の陳述であったが、同和地区対非同和地区という対立の図式からみる「格差」そのものも、実際的ではなく比較できなくなっているのである。

加配の活用状況の把握について、教職員課長は、加配配置校について、毎年度十数校を任意抽出し、本庁教職員課職員と管轄教育事務所職員が現地に出向いて、校長より状況を聞いているとのことであったが、具体的ものはなんら明らかにされなかった。

これまでなぜ県民からの情報公開請求で入手可能な教職員の出勤簿や出張命令書を確認して、外部団体の管理運営事項に携わる行為を出張として認められないと指導できなかったのか不可解といわざるを得ない。

すべての支援加配教員配置校の平成18年度において何件あったか、旅費総額はいくらになったか、学校現場から離れた時間、日数から算出される目的外に活用された人件費の金額を発表し、県民の前に明らかにし、問題の是正を行うことを求めたい。

6 実地監査

(1) 教職員課

児童生徒支援加配の制度及び運用、監査対象事項に係る平成18年度の人件費の支出状況等について、平成19年3月27日及び4月11日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

なお、行橋市等における文部科学省の調査の状況についても確認した。

(2) 人権・同和教育課

人権・同和教育に関する市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）への指導状況等について、平成19年3月27日及び4月11日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

(3) 福岡教育事務所、北筑後教育事務所及び南筑後教育事務所

児童生徒支援加配及び人権・同和教育に関する事務並びに監査対象事項に係る平成18年度の旅費の支出状況等について、平成19年3月28日に関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

7 関係人調査

自治法第199条第8項の規定に基づき、次のとおり関係人調査を行った。

(1) 関係市教育委員会

ア 調査内容

平成18年度における児童生徒支援加配及び人権・同和教育に関する事務等について、関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

イ 調査年月日及び調査先

- | | |
|----------------|--------------------|
| (ア) 平成19年3月30日 | 久留米市教育委員会 |
| (イ) 平成19年4月3日 | 筑紫野市教育委員会 |
| (ウ) 平成19年4月4日 | 小郡市教育委員会、太宰府市教育委員会 |
| (エ) 平成19年4月5日 | 八女市教育委員会、筑後市教育委員会 |

(2) 関係小学校及び中学校並びに当該教員

ア 調査内容

平成18年度における児童生徒支援加配に係る業務及び人権・同和教育推進の状況並びに当該教員に関する出張等の勤務状況等について、関係学校の校長及び当該教員からの聴き取り調査及び関係書類の調査を行った。

イ 調査年月日及び調査先

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (ア) 平成19年3月30日 | 久留米市立江南中学校、久留米市立鳥飼小学校 |
| (イ) 平成19年4月3日 | 八女市立八幡小学校、筑紫野市立筑紫小学校、筑紫野市立二日市北小学校 |
| (ウ) 平成19年4月4日 | 小郡市立小郡小学校、太宰府市立水城小学校 |
| (エ) 平成19年4月5日 | 八女市立西中学校、筑後市立筑後北中学校 |

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 市町村立の小学校及び中学校に係る教員の給与、旅費及び服務の監督について

ア 関係法令等

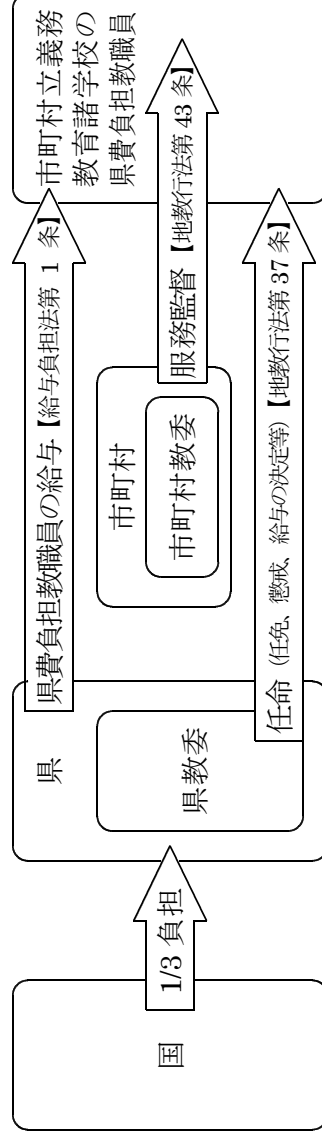
市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号。以下「給与負担法」という。）第1条により、市（特別区を含む。）町村立の小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）等の義務教育諸学校の教職員の給料、諸手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費は、都道府県が負担することとされている。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教法」という。）第37条第1項では、給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県教育委員会に属すると規定する一方、同法第43条第1項で、市町村教委は、県費負担教職員の服務を監督すると規定し、さらに、同条第2項において、県費負担教職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、当該市町村の条例及び規則に従い、かつ、市町村教委その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと規定している。

これらのことから、県費負担教職員の給与及び旅費については、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「給与条例」という。）及び福岡県職員等の旅費に関する条例（昭和32年福岡県条例第57号。以下「旅費条例」という。）に基づき、福岡県が支給することとなるが、服務については市町村教委の監督下にある。

したがって、福岡県教育委員会（以下「県教委」という。）は、県費負担教職員に対する直接の監督権限を有しては不在だが、一般的な指導として、地教法第43条第4項の規定に基づき、市町村教委の行う県費負担教職員の服務の監督又は県費負担教職員の給与等の勤務条件に関する条例等の実施について、施行規則、解釈、運用方針といった法的拘束力を持った技術的基準を設けることができるとされており、また、同法第48条の規定に基づき、法的拘束力を有するものではないが、指導、助言又は援助を行うことができるとされている。

なお、義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条の規定により都道府県が負担した経費（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）の3分の1は国庫により負担されている。



イ 給与及び旅費の支出手続

県費負担教職員に係る給与及び旅費の支出手続は次のとおりである。

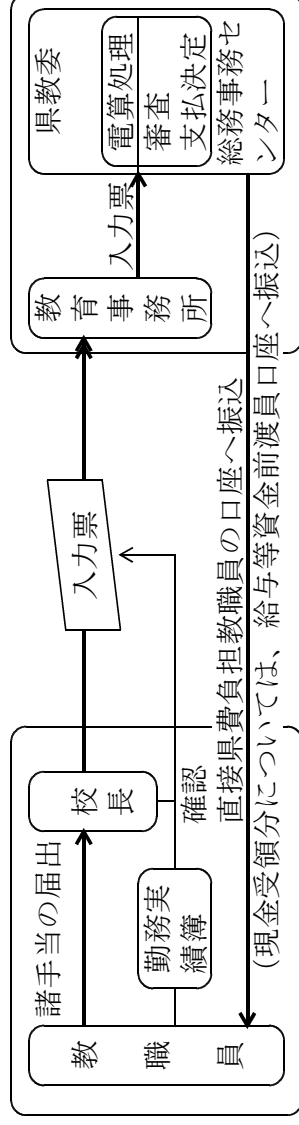
(7) 給与

県費負担教職員の給与（給料及び扶養手当等の諸手当を含む。）については、給与条例に基づき、直接現金若しくは口座振込により県から支給される。

また、扶養、通勤及び住居の各手当の認定及び随時確認については、福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例（平成 11 年福岡県条例第 65 号）及び福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成 12 年福岡県教育委員会規則第 5 号）の規定により、市町村教委等に委任されており、さらに、各市町村教委等において、その事務は校長に委任されている。

このため、諸手当の認定等に係る電算入力用の帳票が、各学校から各教育事務所を通じて教職員課へ提出され、電算処理を経て、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号。以下「財務規則」という。）に基づき支出負担行為決議及び支出命令がなされ、福岡県総務部総務事務センターにおいて支払決定が行われている。

なお、支出決定に当たっては、各種手当の認定に関する書類等の提示を受けて内容の確認を行うべきであると考えられるが、そのような確認は行われていなかった。



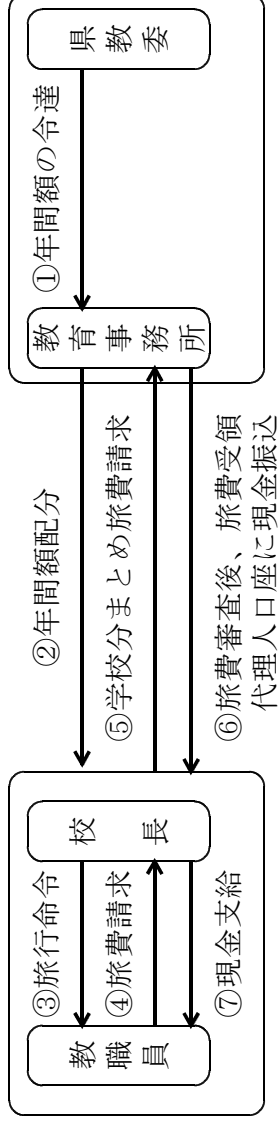
(1) 旅費

県費負担教職員の公務出張に係る旅費については、旅費条例第 4 条及び第 32 条の規定により、市町村教委等（実際は、委任を受けた校長）の出張命令に基づき、直接現金により県から支給される。

校長は、旅費条例第 4 条第 2 項の規定により、福岡県教育庁総務部財務課からの旅費予算令達に基づき、教育事務所が管下の市町村立小・中学校に対して配分した旅費の年間額の範囲内において出張命令を発し、学校分をまとめて各教育事務所に旅費請求を行う。

これを受けて、各教育事務所は、財務規則に基づき審査し、支出負担行為決議、支出命令及び支払決定を行う。さらに、旅費受領代理人の口座へ振り込み、旅費受領代理人から各県費負担教職員に現金で支給される。

なお、旅費の審査に関しては、監査対象機関とした各教育事務所において、各校長から出張命令書の提示を受けて照合する方法で主に金額の点検が行われていたが、出張用や金額の審査が省略されている教育事務所も見受けられた。



(2) 児童生徒支援加配及び同和加配の制度について

児童生徒支援加配は、平成14年4月1日の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和33年政令第202号。以下「教職員定数法施行令」という。）の一部改正により、新たに設けられた制度であり、教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導に係る加配措置に関して、新たに「学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮が必要と認められる事情を有する児童又は生徒に対して当該事情に応じた特別の指導」が行われる場合に教頭及び教諭等の定数の加算を行うものである。

また、平成14年4月1日改正前の教職員定数法施行令第5条第1項第2号の規定により、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号。以下「地対財特法」という。）第2条第1項に規定する対象地域の地域改善対策として教育上特別の配慮を必要とすると認められる場合に加配が認められていた、いわゆる「同和加配」の制度があったが、平成14年4月1日の地対財特法の失効に伴い、同和加配は廃止された。

なお、教職員課から、この児童生徒支援加配及び従前の同和加配は、対象となる学校の業務量に対し定数が加算されるものであり、専任の教員を配置することを求めているものではないとの説明を受けた。

(3) 県教委の市町村教委に対する指導等について

新たに創設された児童生徒支援加配制度の周知や人権・同和教育の推進のため、次表に記載する5件の通知が発せられており、以下、それぞれ通知A、通知B、通知C、通知D及び通知Eとする。

名称	今後の同和教育の推進について
通知A	各市町村（学校組合）教育委員会教育長
発信者	福岡県教育委員会教育長
通知日	平成14年3月20日
文書番号	13教同指第105号
名称	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正における教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導等に対する特別の指導等に対する特別の指導等の特例加算について
通知A	各都道府県教育委員会義務教育職員定数担当課長、指導事務担当課長
発信者	文部科学省初等中等教育局財務課長
通知日	平成14年4月1日
文書番号	14初務第3の1号

通知C	名称	小・中学校における教員加配定数の活用について
	通知先	各市町村（学校組合）教育委員会教育長
	発信者	福岡県教育委員会教育長
	通知日	平成16年2月19日
	文書番号	15 教教第10060号、15 教人第10058号
通知D	名称	教育関係団体を通じた業務等の服務管理について
	通知先	各市町村（学校組合）教育委員会教育長
	発信者	福岡県教育委員会教育長
	通知日	平成19年3月28日
	文書番号	18 教教第3709号
通知E	名称	教員加配定数の活用計画等について
	通知先	各市町村（学校組合）教育委員会教育長
	発信者	福岡県教育委員会教育長
	通知日	平成19年3月28日
	文書番号	18 教教第3710号

ア 教職員課の指導等

(ア) 制度等に関する周知及び指導

a 児童生徒支援加配制度の周知

平成14年度の児童生徒支援加配制度の開始にあたり、県教委は、平成14年2月26日に開催した「平成14年度の同和教育局等に関する説明会」の場を借りて、市町村教委教育長等に対し、文部科学省初等中等教育局作成の説明資料「児童生徒支援加配（仮称）について」（児童生徒支援加配の趣旨やその指導の範囲等を記載）を配布し、制度新設の概要説明を行った。

次いで、平成14年5月に教育事務所等を対象として行った「平成14年5月1日現在標準学級に関する調査等の審査」において、平成14年4月1日付けの通知Bを用いて、制度改正の趣旨及び内容の説明を行っている。

b 児童生徒支援加配に係る指導

福岡県議会平成15年12月定例会の一般質問において、児童生徒支援加配の趣旨が市町村教委等に浸透していないのかとの疑問が投げかけられたことから、県教委教育長は、市町村教委教育長等に対し、あらためて平成16年2月19日付けで通知Cを發し、その中で、児童生徒支援加配の趣旨を「学習進度が著しく遅い児童又は生徒が在籍する学校及びいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など児童又は生徒の問題行動等が顕著に見られる学校等、特にきめ細かな指導が必要とされる学校において、児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導を行う」ためのものであるとして、学校教育活動における位置づけを明確にし、保護者等の理解を得ながらより効果的な活用が促進されるよう配慮を求めている。

さらに、毎年度の加配に当たって、教職員課は、市町村教委等あて加配要望の調査を行っているが、その際、「児童生徒支援加配について－文部科学省通知より抜粋－」とする説明資料を添付し、定数加配の対象となる特別の指導の範囲として、

児童生徒の学力の調査・分析、習熟度別指導への参加等3種11項目の例示を行っている。

なお、県教委教育長は、市町村教委教育長等に対し、本監査期間中の平成19年3月28日に通知Eを発し、児童生徒支援加配を活用した教育活動に対して理解を得るための取組も重要であることから、「年間指導計画書」、「校務分掌表」に児童生徒支援加配の活用内容を盛り込むとともに、保護者等に説明する機会を設けるなど、積極的に周知することを各学校に指導するよう求めている。

(イ) 服務に関する指導

県教委教育長は、市町村教委教育長等が発した平成16年2月19日付けの通知Cの中で、「教職員が各地区人権・同和教育研究協議会等を通して、人権・同和教育に関する情報収集等の業務に従事する場合には、学校教育活動との関連性を一層明確にしつつ適正な服務管理が行われるよう」取り計らうことを求めている。

なお、県教委教育長は、平成19年3月28日付けの通知Dの中で、市町村教委教育長等に対し、「複数の学校の服務整理諸帳簿等を確認したところ、一部の出張用務に関係団体業務への従事とも受け取れるような記載や、特定教員による校務担当者会議等への過度の出張など、服務上整理を要する問題が見受けられた」と述べた上で、服務管理上の留意点として、①学校教育活動と連携した関係団体であっても、事務担当者会議など当該関係団体の企画・運営にかかわる業務を含む用務については、旅行命令は発せられないこと、②出張用務については、具体的な内容を旅行命令簿に記載し、当該学校の学校教育活動であることが明確であること、③校務分掌による担当者会議等定例的な会議等については、校務遂行上の必要性及び児童生徒への指導時間を確保する観点から適正な運営に努めることの3点を示している。

(ウ) 児童生徒支援加配の活用状況の確認

平成14年4月1日付けの通知Bでは、児童生徒支援加配の活用状況の把握方法等について、「定数加配が行われた学校に対しては、都道府県教育委員会、市町村教育委員会は、特別の指導が適切に実施されているか計画的に学校訪問を行うほか、学校長等からの報告を求めめるなどにより、正確な把握に努め、この定数加配がその趣旨に反して活用されることがないよう」にされている。

これに基づき、教職員課、各教育事務所及び各市町村教委等は、学校訪問を行うなどして各学校の児童生徒支援加配の活用状況の確認を行っている。

a 教職員課

教職員課は、毎年、県下の小・中学校から任意抽出して、学校の経営状況等について確認と指導を行うことを目的として学校訪問を実施しているが、児童生徒支援加配が行われている学校においては、この訪問時に児童生徒支援加配の活用状況について確認を行っている。

b 監査対象機関とした各教育事務所

各教育事務所は、各市町村教委の要請に基づき、概ね3年に1回のサイクルで管轄の小・中学校に学校訪問を行って学校運営全般について調査を行っており、この訪問時に児童生徒支援加配の活用状況について確認を行っている。

c 関係市教育委員会

関係市教育委員会（以下「関係市教委」という。）では、教職員課及び教育事務所
の学校訪問の対象とならなかったすべての学校について関係市教委単独での学校
訪問を行っている。

イ 人権・同和教育課の指導等について

県教委は、平成14年4月1日の地対財特法の失効及びそれに伴う教職員定数法施行
令改正による同和加配制度の廃止を迎えるに当たり、市町村教委教育長等に対し、平成
14年3月20日付けで通知Aを示し、同和加配の制度は廃止されたが、依然として人権
・同和問題は学校全体で取り組むべき課題であることから、各学校において、人権教育
及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に則った同和問題の解決
及び人権が尊重される社会の確立に資する教育の推進・充実に努めること、さらには、同
和教育・人権教育推進のための組織の確立、同和教育・人権教育担当者の設置、教職員
研修体制の充実に取り組むことを求めている。

なお、人権・同和教育課は、「同和教育・人権教育担当者」とは、各学校における人
権・同和教育を担当する複数の教員のリーダーとしての役割を果たす者であると説明し
ている。

(4) 児童生徒支援加配に係る手続等について

ア 児童生徒支援加配に係る手続

平成18年度においては、教職員課は、平成17年10月に各教育事務所さらには市町
村教委等を通じて各市町村立小・中学校の加配要望を調査し、文部科学省の聴取等を経
て、平成18年3月末に、市町村立小・中学校（政令市を除く。）288校に児童生徒支
援に係る加配を決定し、各市町村教委に通知した。なお、この決定は、各市町村別加配
決定校の一覧表を送付することにより各市町村教委に示されていた。

関係小・中学校においても、関係市教委から加配の要望が出され、これに基づき児童
生徒支援加配が行われている。

イ 児童生徒支援加配を受けた関係小・中学校の対応

校務分掌において、児童生徒支援加配業務担当の教員の多くが同和教育・人権教育担
当者を兼務していたが、関係小・中学校の校長からは、児童生徒支援加配業務担当であ
るから担当者に指名しているわけではないが、経験年数が長い教諭であること、学力指
導、生徒指導及び進路指導の面で目的が重複していること、担任を持っているため比
較的時間の調整が容易なことなどから同和教育・人権教育担当者としているが、それは
専任ではなく、リーダーあるいは調整役としての役割を担っているものであるとの説明
を受けた。

(5) 当該教員の勤務状況等について

ア 勤務状況について

関係小・中学校における平成18年度の当該教員の勤務の状況は、次表のとおりであっ
た。

このほか、公共性を有する団体に対する職員の派遣が職員の職務専念義務を免除する
方法を以て行われることもあることから、その実績を調査したが、人権・同和教育に関
連して許可された者はいなかった。

学校名	勤務日数	出張日数	総授業時間数	担任又は担当教科	主な校務分掌
久留米市立江南中学校	245日	74日	159時間	保健体育	教務家庭、生徒会活動・仲間づくり研究推進班
久留米市立鳥飼小学校	233日	86日	410時間	—	児童会、いじめ不登校対策委員会、人権同和教育推進委員会
八女市立西中学校	242日	73日	366時間	—	学習指導、生徒指導、人権・同和教育
八女市立八幡小学校	235日	73日	469時間	—	生徒指導、進路指導、人権・同和教育推進
筑後市立筑後北中学校	234日	50日	350時間	技術(1年生)	時間割係、人権・同和教育部
小郡市立小郡小学校	230日	72日	463時間	体育	学力向上推進委員会、人権・同和教育推進委員会
筑紫野市立筑紫小学校	237日	4日	693時間	—	生徒指導、学力保障研修委員会
筑紫野市立二日市北小学校	215日	14日	1,065時間	6年生	児童会活動、人権・部落問題研修委員会
筑紫野市立太宰府市立水城小学校	235日	20日	740時間	国語	研究推進委員会、学芸的学学校行事部
	227日	9日	730時間	—	生徒指導、人権・同和教育推進委員会

A、B、C、D、E及びF教諭は、児童生徒支援加配業務担当であり、C、D、E及びF教諭については、さらに同和教育・人権教育担当者を兼ねていた。

A、B、C、D、E及びF教諭の出張日数は、平均71日で勤務日数の約3割となっていたが、会議等への出席依頼文書及び週案（各教諭の1週間の業務予定を書き込むもの）を確認したところ、午後からの出張が大半であったことから、常時学校を不在にしているという状態にあるとは認められなかった。

B、C、D、E及びF教諭が授業を担当した年間授業時間数は、平均411時間（週10時間程度）で、チームリーダーや不在の担任教諭の代替等を行っており、他の時間は、授業に参加できない児童生徒の個別指導、教材の研究及び作成等に充てていたとの説明がなされた。

なお、A教諭は、授業に参加できない生徒の個別指導を行うことが特に多かったため、授業を担当した時間が少なかったとの説明がなされた。

G、H、I及びJ教諭については、児童生徒支援加配業務担当とはなっていないなかった。このため、G、H、I及びJ教諭については、授業を担当した時間が多く出張日数は少なかった。特にH教諭は6年生の学級担任となっていたことから、勤務時間の多くを授業時間に費やしていた。

イ 出張用務について

当該教員の平成18年度における出張用務については、次表のとおりであった。

	総出張件数 ※注1	人権・同和教育関連用務			学校行事等
		県・市(教委)主催 研修・会議等	民間人権教育団体主催		
			研修※注2	事務局会議等	
A 教諭	73	44	17	1	11
B 教諭	90	29	24	6	31
C 教諭	84	13	35	23	13
D 教諭	77	19	29	22	7
E 教諭	55	10	25	16	4
F 教諭	69	9	26	9	25
G 教諭	4				4
H 教諭	13	4			9
I 教諭	15	11	1		3
J 教諭	9				9
計	489	139	157	77	116

※注1 「総出張件数」について、同日に2件の出張を行っていた場合は2件でカウントしていること、また、1用務で複数日数を要する場合があったことから、前出の表の「出張日数」とは必ずしも合致しない。

※注2 出張用務が講演会、学習会、研修会等となっているものを「研修」と分類した。

A、B、C、D、E及びF教諭の民間人権・同和教育団体関連の研修以外の出張用務として、県同教に係る推進委員会、それぞれの市人権・同和教育研究協議会に係る事務局会議、研究会、運営委員会及び担当者などへの参加が命じられていた。

これらの用務については、各校長から、人権・同和教育に関する情報収集、学校教育の立場からの要求の伝達など、学校における人権・同和教育推進上意義があると認めて公務出張を命じたものであるとの説明がなされ、また、出張した教諭からは、団体の運営業務に携わっていたとの認識はないとの証言がなされた。

(6) 久留米市ほか5市における人権・同和教育関連団体等の状況について

当該教員が数多く出張しているのは、各市の人権・同和教育研究協議会、地区人権・同和教育研究協議会及び県同教である。

関係小・中学校が所在する久留米市ほか5市における各市の人権・同和教育研究協議会(以下「市同研」という。)は、それぞれ、小・中学校の教員を中心とした組織で、人権・同和教育の研修や指導方法等の研究を行っており、事務局を市教育委員会が担っている。市が専任の事務員等に係る人件費等の補助を行うなど、その育成が図られている。

関係市教委によれば、市同研は、筑後市を除き、小・中学校の教員のほか就学前の幼稚園及び保育所の関係者、さらに社会教育として広く市民を会員としたもので、それぞれの部会を組織して活動するなど、誰でも参加できる開かれた組織となっており、県同教の下部組織という性格を有する団体ではないとの説明がなされた。なお、筑後市では、学校人権・同和教育研究協議会として教員及び市教育委員会職員のみで組織されているとの説明であった。

この市同研の役員は、年度ごとに交替しているケースがほとんどであり、また、役員に就任しているのは小・中学校の教員や市職員がほとんどであって、その意思決定には学校

教育関係者や市の意向が十分反映されると考えられる構成となっている。

なお、隣保館は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第11号の規定に基づき市町村が設置・運営する施設で、当初は同和問題を解決するために同和对策事業の一環として設置されたが、隣保館事業が一般施策として位置づけられ、住民の社会福祉の充実や生涯学習の推進、さらには、さまざまな人権問題を解決するためのコミュニケーションターとしての役割を果たしている。

市町村は、隣保館において、それぞれ特色ある事業を行っているところであるが、筑紫野市及び太宰府市においては、両市とも市教育委員会が市の負担で指導主事を常駐させ、児童生徒の学力の向上のための教科指導等の取組を行っている。

G、H、I及びJ教諭の隣保館等での活動について、両市の教育委員会及び関係学校長によれば、教科指導の効果を上げるためには学校との連携が必要であることから、指導主事との情報交換や連絡調整等のため教諭が隣保館等を訪れることはあるが、それは時間外に行われるボランティア的なものであるとの説明であった。

(7) 行橋市等に係る文部科学省の調査について

教職員課から次のとおり説明を受けた。

請求書に記載されている行橋市に係る文部科学省の調査は、平成18年6月に行橋市の学校に通う子どもたちの保護者から当該校の児童生徒支援業務担当の教員が常に学校に勤務していない旨の情報が文部科学省初等中等教育局財務課に寄せられたことから、教職員課を通じ行橋市の児童生徒支援加配校13校に対し、児童生徒支援業務担当の教員の勤務実態及び出張先における研修の内容の報告が求められたものであり、現在、文部科学省において資料の精査が行われている。その後、久留米市及び筑紫野市の学校の児童生徒支援業務担当の教員についても、文部科学省に疑問が寄せられたことから、該当校に対し教職員課を通じ同様の報告が求められている。

なお、筑紫野市の調査については、当該教員は対象となっていなかったが、久留米市の調査については、対象となる教員に当該教員が含まれていることから、監査の過程で、文部科学省に提出された書面（「出勤簿」及び「出張命令書」等の写し）の確認を行った。その結果、監査過程で収集した書面と同一のものであることを確認した。

(8) 県同教への研修派遣に係る判決について

民間の研究団体である県同教に研修名目で派遣した現職教諭の給与支出の違法性が争われた福岡県違法公金支出返還請求事件の控訴審判決（福岡高等裁判所平成15年（行コ）第14号平成17年10月17日判決。以下「県同教判決」という。）において、「同和問題は、同対審答申にいうように、基本的人権が侵害されるという最も深刻にして重大な国民的課題である。この同和問題の解決の一方策として、国及び県の指針において謳われている、（中略）教職員の研修並びに同和教育団体の育成、学校教育及び社会教育における指導者の育成の必要性が、極めて重要な問題であることはいうまでもない。しかし、教職員の研修と同和教育団体の育成や社会教育における指導者の育成とは、本来別のものである。それぞれの目標を達成するためには、その目標に関する個々の法律が規定する手続でもって行われなければならない。」「本件派遣は、いずれも実質的には県同教の運営を担うたものである。」「注：教育公務員特例法（昭和20年法律第1号）20条3項が規定する研修の趣旨を大きく逸脱しているから、違法なものと断ぜざるを得ない」もので

あり、「著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない程度に至っていた可能性を否定でき」ず、県知事は、「専決権者である補助職員の財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により、右補助職員の財務会計上の違法行為を阻止しなかつたときに限り責任を負うべきである」との判断が示された。

なお、知事が指揮監督上の権限を行使するに当たって過失があったと認めることはできないとして、請求棄却となっており、上告が最高裁判所に受理されなかつたため、平成18年9月8日に控訴審判決のとおり確定した。

2 判断

請求人は、今回の監査請求において、福岡県知事及び県教委に対して、児童生徒支援加配業務担当の教員の配置及び服務についての実態調査実施に基づく是正、児童生徒支援加配業務担当の教員の目的外勤務についての人件費等の返還及び県同教大会などへの公費出張の中止の3点の措置を求めていることから、違法な出張に係る旅費及び人件費の支出が違法・不当な公金の支出に当たると主張しているものと解される。

そこで、児童生徒支援加配業務と人権・同和教育業務の関係を明らかにした上で、当該教員の出張の違法性又は不当性の有無について判断する。

(1) 児童生徒支援加配業務と人権・同和教育業務の関係について

請求人は、児童生徒支援加配業務担当の教員がその本来の目的に反して民間研究団体の運営業務に従事していると主張しているので、この点について判断する。

ア 児童生徒支援加配と同和教育・人権教育担当者について

平成14年4月1日の地对財特法の失効に伴い、いわゆる「同和加配」は廃止されたが、その後も、人権・同和教育は、引き続き学校教育の重要な課題として、平成14年3月20日付けの通知Aに従って、各学校において、学校全体として校内推進組織を確立して実施されることとなった。

平成14年度に新設された児童生徒支援加配は、前述の平成14年4月1日付けの通知Bにあるとおり、「学習進度が著しく遅い児童又は生徒が在籍する学校及びいじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など児童又は生徒の問題行動等が顕著に見られる学校等、特にきめ細かな指導が必要とされる学校において、児童生徒の状況に応じ、特別な学習指導、生徒指導、進路指導が行われる場合」に加配されるものであり、この学習指導、生徒指導、進路指導という3つの項目は、もちろん教員1人で実施できるものではなく、学校全体で取り組まれるべきものである。

児童生徒支援加配業務担当の教員の多くが各学校における同和教育・人権教育担当者となっているが、その理由としては、各学校における人権・同和教育も学校全体で取り組むべき課題であること、また、児童生徒支援加配業務担当の指導の範囲は、人権・同和教育の取組と重複する部分が多いことから、児童生徒支援加配業務担当の教員がそのリーダーあるいは調整役を担っているものと解される。

したがって、児童生徒支援加配業務担当の教員が同和教育・人権教育担当者を兼ねることは何ら不適切なことではない。また、児童生徒支援加配業務担当の教員が人権・同和教育の業務に従事することも、当然にあり得ることであると認められる。

イ 人権・同和教育に関連する出張の公務性等について

当該教員のうちA、B、C、D、E及びF教諭の勤務状況を見ると、出張回数が多く、中でも研修出張が多い状況であるため、当該教員の出張回数の妥当性について判断した上で、個々の出張用務の公務性について判断する。

A、B、C、D、E及びF教諭の出張日数は勤務日数の約3割に当たるが、午後からの出張が大半であり、校務分掌上、担任を持っておらず比較的時間の調整が容易なことから他の教諭に代わって出張する機会が多かった等の各学校の実情を考慮すると、出張の必要性に疑問があるものの、単に出張回数が多いということをもって不当とまでは言えないと思料する。

しかしながら、個々の出張用務の内容を見ると、用務が市同研等関係団体の「事務局会議」や「運営委員会」等となっているものが延べ77件あり、これらの出張は団体の運営業務に携わっていたものと推認され、公務とは認め難く違法性を帯びるものであると言わざるを得ない。

なお、G、H、I及びJ教諭については、隣保館等の運営業務に携わっていると疑われる出張はなく、各教諭は、隣保館の指導主事との情報交換や連絡調整等を行うために時間外に訪問しているものであり、出張命令も出されていないことから、これら教諭の隣保館等における活動については違法性等は認められない。

(2) 出張命令の違法性と人件費等の支出に係る責任について

前述のとおり、A、B、C、D、E及びF教諭に係る市同研等関係団体の「事務局会議」等を用務とする出張については、団体の運営業務に携わっていたものと推認され、違法性を帯びるものであると言わざるを得ない。

そこで、出張命令を行うにつき関係小・中学校校長に故意・過失はなかつたのか、さらに、関係市教委及び県教委に監督上の責任を負うべき故意・過失はなかつたのかどうかについて判断する。

ア 関係小・中学校校長及び関係市教委

教員の市同研等関係団体の「事務局会議」等を用務とする出張に関し、県教委が、勤務時間中に市同研等関係団体の企画・運営に関わる業務に従事することは公務ではないという明確な考え方を示したのは、平成19年3月28日付けの通知Dが初めてである。

この通知が発せられる以前については、通知A及び通知Cにおいて、積極的な権・同和教育の推進が求められ、また、各地区人権・同和教育研究協議会等を通じた人権・同和教育に関する情報収集等の業務の中に団体の運営業務への従事も含まれるという誤解が生じる状況におかれていたこと、さらに、役員に市教育委員会職員も就任している団体からの参加要請に基づくものであることから、各校長が出張を命じたことはやむを得ないものと考えられ、公務に従事したものとして県教委に服務報告したことには過失があるとは認められない。

また、県費負担教職員の服務を監督する立場にあり、関係小・中学校における状況を知り得る立場にあった関係市教委についても、関係小・中学校校長と同様の状況にあったと認められることから、過失があったとは認められない。

なお、当該教員（A、B、C、D、E及びF教諭）が出張命令に基づき旅費の請求を行い、給与の支給を受けたことについては、当該教員は、上司である校長からの命令に基づき出張を行っていること、団体の運営業務に従事することの違法性を認識できなかつた

ったこと等から、過失があったとは認められない。

イ 県教委

県教委は、前述のとおり、平成16年2月19日付けの通知Cにおいて、市町村教委教育長等に対し「教職員が各地区人権・同和教育研究協議会等を通して、人権・同和教育に関する情報収集等の業務に従事する場合には、学校教育活動との関連性を一層明確にしつつ適正な服務管理を行うこと」を求めているが、明確な考え方を示したとは言えない。しかしながら、一義的には監督権限は市町村教委が有すること、また、服務管理について通知Cにより一般的な注意を促していることから、県教委は、指導に適切さを欠くといえ、市町村教委への指導を怠っていたとまでは言えず、過失があったとまでは断定できない。

さらに、平成18年9月8日に確定した県同教判決は、長期の研修派遣により現職教諭を県同教の運営業務に専任させることは違法であると判断したものであって、市同研等の「事務局会議」等への出席は、県同教とは組織、運営が異なる市同研等での用務であり、運営業務に専任しているものではないことから、県同教の場合とは事情が異なるとして、判決確定後も市町村教委に対して指導を行わなかったことについても過失があったとまでは言えないと判断される。

なお、旅費の支給について、旅費の審査・支給を行っている各教育事務所の責任については、教職員課等から示された判断基準に従って旅費の審査を行うものに過ぎず、また、市町村教委と同様の状況にあって、団体の運営業務に係る出張命令について違法性の認識を持つことができなかつたと考えられることから、旅費を支出したことに過失があったとは認められない。

(3) 結論

A、B、C、D、E及びF教諭に係る市同研等関係団体の「事務局会議」等を用務とする出張については、団体の運営業務に携わっていたものと推認され違法性を帯びるものがあるが、関係小・中学校校長に出張命令を出すにつき過失はなかつたと認められ、また、関係小・中学校校長を指導・監督する立場にある関係市教委にも過失があったとは認められないことから、人件費等の県への返還を求めることはできないと判断する。

また、県教委についても、指導・監督上、過失があったとまでは言えないことから、県教委教育長等に対し、人件費等の支出について賠償責任を問うことはできないと判断する。

以上のことから、児童生徒支援加配教員の目的外用務についての人件費等の返還を求める請求人の請求については、理由がないものと認められるため棄却する。

今回の監査において違法性を帯びた出張があったことが確認されたことから、県教委においては、出張の公務性を明確に認識して、平成19年3月28日付けの通知Dの趣旨の各市町村教委及び各市町村立小・中学校への周知徹底を図り、今後このようなことがないようにすべきである。

さらに、通知Dにも述べられているとおり、特定教員の過度の出張がみられることから、県教委及び市町村教委においては、民間団体における研修も含めた人権・同和教育等に関する効率的、効果的な研修計画の策定と提出を各学校に求める等の方策の検討を行うべきである。また、学校現場においても、出張用務の具体的内容を業務報告書等により明らか

にしておく必要がある。

なお、旅費及び給与支出の審査において、不適切な事務処理が行われている状況があった。これは、各教育事務所等における執行体制に起因するものであると考えられるが、早急に実効的な審査制度の検討が望まれる。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・4・25	2670	目 次		1			下から1		(漁政課)	(水産振興課)
							上から1		(漁政課)	(水産振興課)
19・4・23	2669	告 示	863	3			下から1	2 退任監事	2 退任理事	